

社会福祉法人和敬会俱楽部行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年12月1日～平成30年11月30日までの3年間

2. 内容

<目標1>

- ・年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する。

<対策>

平成27年12月1日～ ・年次有給休暇の取得状況を把握する

平成28年1月1日～ ・年次有給休暇の取得に向けて従業員に対し啓発活動を図る

<目標2>

●育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置を実施する。

- ・従業員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。
- ・育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。
- ・子を養育する従業員が利用できる短時間勤務制度の利用を促進する。
- ・育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う。

<対策>

平成28年2月1日～ ・従業員へのアンケート調査、問題点の洗い出し

平成28年3月1日～ ・制度の拡充についての社内委員会での検討

<目標3>

- ・子どもを育てる従業員が利用できる事業所内保育施設を設置する。

<対策>

平成27年12月1日～ ・従業員のニーズの把握

平成27年12月15日～ ・社内検討会での検討開始

平成28年5月1日～ ・事業社内保育施設の設置

<目標4>

- ・女性従業員の育児休業取得率を現状より改善する。

<対策>

平成28年4月1日～ ・管理職を対象とした研修の実施

平成28年6月1日～ ・制度内容等について社内広報誌などにより従業員に周知